

法人口座を開設されるお客さまへのお願い

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、法人のお客さまの口座開設時には下記事項についてお願いをいたしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

口座の開設には以下の確認資料をご提示ください。

- ①履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
- ②法人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
- ③実質的支配者（※1）に関する資料（下表に記載する資料のうち、いずれか株主が分かるもの）
- ④手続きにご来店される方のご本人を確認する公的資料（運転免許証等）
- ⑤手続きに来店される方と法人の関係を証明する資料等（委任状等）（※2）

（※1）実質的支配者とは、法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人等をいいます。

（※2）委任状等の資料がない場合は窓口までお問い合わせください。

【実質的支配者に関する資料の一例】

法人格	確認資料（主なもの）
株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等	株主名簿、有価証券報告書、法人税確定申告書の別表二、実質的支配者リストの写し（実質的支配者情報一覧）、実質的支配者となるべき者の申告書（写）および申告受理証明書（株式会社で設立より3年以内の場合）等
一般社団法人、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等	定款、寄付行為、規則、実質的支配者となるべき者の申告書（写）および申告受理証明書（一般社団法人または一般財団法人で設立より3年以内の場合）等

持分会社（合同会社、合資会社、合名会社等）……………法人税確定申告書の別表二、定款等

ご利用目的をお伺いさせていただきます。

口座開設に際してはご利用目的、決議権の保有その他の手段により当該法人を支配する個人の方や事業内容等をお伺いさせていただきます。

多数の口座を開設されることはご遠慮ください。

多数の口座を開設されることはご遠慮ください。すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。

ご留意事項

- 口座開設には1週間程度を要することがあります。
- 必要に応じて追加の確認資料のご提出をお願いする場合があります。
- ご提示いただいた書類はコピー（写し）をとらせていただきます。
- ご提示いただいた書類のコピー（写し）は返却いたしません。
- 口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただくこともございます。
- お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。